

技能者の登録料

事業者の登録料・利用料

●インターネット申請

簡略型 2,500円 詳細型 4,900円

簡略型から詳細型へ 2,400円 変更中誌

変更申請

●認定登録機関申請 4,900円 (書面申請、詳細型)

カードの有効期限:10年

※60歳以上の技能者の特例措置

- ①<u>登録料は500円割引</u> (簡略型2,000円、詳細型4,400円)
- ※2023年3月迄にインターネット申請した場合のみ
- ②カードの有効期間を15年とする (登録・更新時の年齢が60歳以上の方)
- ※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合は、実費:1,000円 (発送費を含む)で、再発行

①事業者登録料(5年ごと)

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

- ※対象は個人事業主を含む全ての事業者
- ※ただし、一人親方は無料
- ※個人事業主は6,000円

②管理者 I D利用料(毎年)

ID数	料金	
1あたり	11,400円	

- ※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求
- ※ただし、一人親方は2,400円/年
- ※管理者 I Dの取得により、事業者情報の管理、 現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が 可能

③現場利用料

就業履歴回数	料金	
1 🛮	10円	

- ※月ごとでまとめて元請の登録責任者に請求 (現場ごとの利用状況等を登録責任者は閲覧可能)
- ※現場に入場する人日単位で課金
- ※就業履歴回数とは、就業履歴情報の登録回数

		事業者登録料	管理者ID利用料	現場利用料
ā	青求時期	申請後、運営主体より請求	事業者登録により自動作成 事業者登録料とあわせて請求書を送付 IDの追加手続をおこなうと、請求書を作成・送 付	月末締め 管理者ID利用料とまとめて翌月初旬に請求 書を発送 ただし、一定額(1,500円)に満たない場 合、最大6ヶ月間請求の繰り越し
艺	5払期限	※入金確認後、IDの通知	当初登録月の翌々月10日	履歴情報登録月の翌々月10日
3	5払方法	コンビニ・銀行・クレジット払いの いずれか	銀行振込	銀行振込